

## 宇部市女性活躍推進企業認証制度 実施要綱

(目的)

**第1条** 男女共同参画の推進に向け、女性が意欲をもって活躍することのできる環境づくりに積極的に取り組む事業者(以下「事業者」という。)を認証し、その活動を支援することにより、社会全体で女性の活躍を推進していく意識を広く普及、啓発することを目的とする。

(対象)

**第2条** 認証制度の対象となる事業者は、市内において事業活動を行う企業、法人又は団体とし、国及び地方公共団体は除くものとする。ただし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- (2) その他、法令に違反する重大な事実がないこと。

(認証要件)

**第3条** 市長は、次の各号に掲げる取組のうち、別に定める基準以上の取組を行う事業者を、宇部市女性活躍推進企業として認証するものとする。

- (1) 各種研修会及び資格取得のための休暇制度の導入並びに経費助成
- (2) 女性管理職の積極的な登用又は管理職候補者の育成
- (3) メンタルヘルス相談窓口の設置又は健康面への配慮の充実
- (4) 各種ハラスメントの防止対策の充実
- (5) 職場環境の改善について意見交換できる体制の整備
- (6) 男性への育児休暇取得の促進
- (7) 育児又は介護により退職した者の積極的な再雇用
- (8) 短時間勤務、フレックスタイム又は個人の状況に応じた就業制度の導入
- (9) その他、女性の活躍推進に向けた取組

(手続)

**第4条** 認証の手続は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 前条の認証を受けようとする事業者は、宇部市女性活躍推進企業認証申請書(様式第1号)及び宇部市女性活躍推進企業認証申請用チェックシート(別紙様式1)を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前項の申請書類のほか、認証の審査に参考となる資料の提出を求められることができる。
- (3) 市長は、申請のあった事業者について、別に定める審査を行い、認証の可否を決定し、その結果を速やかに当該事業者に通知するものとする。
- (4) 市長は、認証の決定に際して、必要に応じ実地調査により確認を行うことができる。
- (5) 市長は、認証することを決定した事業者(以下「認証企業」という。)について、宇部市女性活躍推進企業認証書(様式第2号)を交付するとともに、市のホームページで公表するものとする。

(認証期間)

**第5条** 認証期間は、認証した日から起算して3年経過した日の属する年度末(3月31日)までとし、期間満了の日以前に、認証企業から第9条の規定による辞退の届出がない場合は、さらに3年間延長するものとする。

(認証企業への支援)

**第6条** 市長は、次の各号に掲げる措置により認証企業への支援に努めるものとする。

- (1)市のホームページや各種広報媒体を活用した、事業者名や取組内容の広報(広告の無料掲載等を含む。)
  - (2)金融機関との連携による低金利融資の実施
  - (3)市発注事業の入札(見積)に係る評価、参加機会への配慮
  - (4)「宇部市女性職場環境改善助成金」、及び、「宇部市女性応援イクメン奨励助成金」に係る申請資格の付与(常時雇用従業員数300人以下の事業者に限る。)
  - (5)その他、女性の活躍推進に関する各種情報の提供
- 2 認証企業は、広告又は名刺等に宇部市女性活躍推進企業である旨を表示することができる。

(取組状況の確認)

**第7条** 市長は、必要に応じ、他の参考資料や実地調査等により取組状況の確認を行うことができるものとする。

(変更の届出)

**第8条** 認証企業は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに宇部市女性活躍推進企業変更届出書(様式第3号)により、市長に届出なければならない。

- (1)事業者名
- (2)代表者職氏名
- (3)所在地
- (4)第3条各号に掲げる取組分野
- (5)その他、重要な事項

(認証の辞退)

**第9条** 認証企業は、認証要件を満たさなくなったとき、又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに宇部市女性活躍推進企業辞退届出書(様式第4号)により、認証書を添付して市長に届出なければならない。

(認証の取消し)

**第10条** 市長は、認証企業が次の各号に掲げる行為を行ったとき、又はその事実が明らかになったときは、別に定める審査を行い、認証を取り消すことができる。

- (1)虚偽その他不正な手段により認証を受けたとき
- (2)法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3)第3条に規定する取組を行わないことが明らかになったとき
- (4)その他、市長が適当でないと認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により認証を取り消すときは、その理由を付して認証企業に通知するものとする。
- 3 認証の取消しを受けたときは、認証企業は速やかに認証書を市長に返納するものとする。

(その他)

**第 11 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 27 年 7 月 21 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 11 月 14 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。